

災害等における「金融上の措置」をご存知ですか？



平成23年3月東日本大震災：気仙沼 本浜地区（提供：東北財務局）



平成30年7月豪雨：大洲市（提供：四国地方整備局）

財務局・財務事務所と日本銀行各支店では、豪雨や地震などの災害が発生した際、災害救助法適用地域の被災者等支援のため、金融機関等に対し、以下のような「金融上の措置」を講じるよう要請しています。

例：銀行・信用金庫・信用組合等への要請

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
3. 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。
4. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
5. 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。 等

例：証券会社等への要請

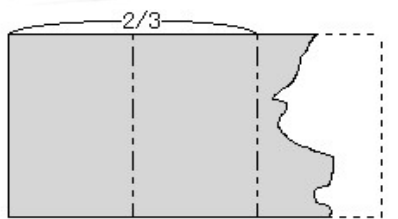
1. 届出の印鑑を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。
2. 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をする。 等

例：生命保険会社、損害保険会社等への要請

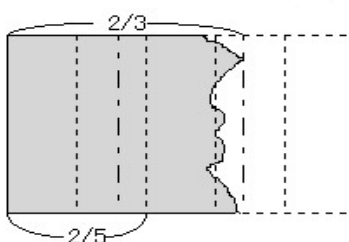
1. 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
2. 生命（損害）保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。 等

日本銀行では、銀行券が破れたり、燃えたりした場合には、「表・裏両面があること」を条件に、残っている面積（灰になった銀行券は、その灰が銀行券であることが確認できれば面積に含む）を基準として新しい銀行券との引換えを行っています。引換基準は次のとおりです。

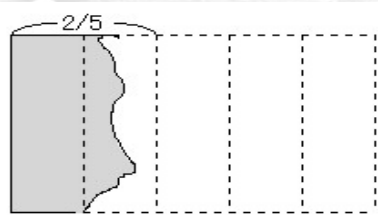
面積が3分の2以上の場合は**全額**
（1万円券の場合は1万円）



面積が5分の2以上、3分の2未満の場合は**半額**
（1万円券の場合は5千円）



面積が5分の2未満の場合は価値が無く**失効**



▽金融上の措置に関するお問い合わせ先

財務省 四国財務局			日本銀行	
香川県	087-811-7780	四国財務局金融監督第一課	087-825-1111	高松支店総務課
徳島県	088-622-5181	徳島財務事務所理財課		
愛媛県	089-941-7185	松山財務事務所理財課	089-933-2211	松山支店総務課
高知県	088-822-9177	高知財務事務所理財課	088-822-0001	高知支店総務課